

報告第6号

平成30年度里庄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告する。

令和元年9月4日提出

里庄町長 加藤 泰久

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	7.6 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載する。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載している。

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告します。

記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備考
里庄町水道事業会計	— (20.0)	
里庄町公共下水道事業会計	— (20.0)	

備考

- 1 公営企業ごとの資金不足額がない場合は、「—」と記載する。
- 2 経営健全化基準を括弧内に記載している。

里 監 第 3 4 号
令和元年 8 月 22 日

里 庄 町 長 加 藤 泰 久 殿

里庄町監査委員

平 野 次 朗

平 野 敏 弘



平成30年度里庄町財政健全化及び経営健全化審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された健全化判断比率及びその算定基礎書類並びに同法第22条第1項の規定による資金不足比率及びその算定基礎書類審査を終了したので、次のとおり意見書を提出する。

平成30年度 里庄町財政健全化審査意見書

第1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2 審査の期間

令和元年8月6日

第3 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率	平成30年度 (%)	早期健全化基準 (%)
①実質赤字比率	—	15.0
②連結実質赤字比率	—	20.0
③実質公債費比率	7.6	25.0
④将来負担比率	—	350.0

平成30年度 里庄町経営健全化審査意見書

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2 審査の期間

令和元年8月6日

第3 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

特別会計の名称	平成30年度 資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)
①里庄町水道事業会計	—	20.0
②里庄町公共下水道事業会計	—	20.0